

福祉のまちづくり事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、佐賀県共同募金会唐津市支会（以下「本会」という。）が共同募金配分金を用いて行う「福祉のまちづくり事業」（以下「本事業」という。）において、地域福祉の推進を目的に事業を実施する自治組織、福祉団体・ボランティアグループ等（以下「団体等」という。）の支援を目的に予算の範囲内において助成金を交付することに関し必要な事項を定め、本事業を適切に実施することを目的とする。

(対象団体等)

第2条 助成金の交付対象となる団体等は、次の各号すべてを満たす団体とする。

- (1) 唐津市内（以下「市内」という。）に所在する団体であって、市内で地域福祉の推進に関する活動を行っている団体等
- (2) 団体として共同募金活動への協力を行っている団体等
- (3) 営利を目的としない団体

2 前項の規定にかかわらず、過去に本事業の助成を受けたことのある団体は、原則として対象団体としない。

(対象事業)

第3条 助成金交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 高齢者の福祉に関する事業
- (2) 子どもの福祉・青少年の健全育成に関する事業
- (3) 障がい者の福祉に関する事業
- (4) その他、地域福祉の増進に関する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、原則として助成対象事業としない。

- (1) 営利を目的とする事業または、宗教的若しくは政治的活動を目的とする事業
- (2) 行政等からの補助、他の民間団体からの助成などを受けている事業

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費は、対象事業に要する経費のうち、別表1に上げる経費とし、団体の運営にかかる経費（人件費、食糧費、会議費、水道光熱費、家賃等）は対象としない。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、本事業への申請団体の件数、活動内容により予算の範囲内で決定する。また、交付の額は1万円を単位とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体等は、助成金交付申請書（第1号様式）及び事業実施計画書（第2号様式）を、本会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 会長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、また必要に応じて調査等を行い、適当と認めるときは、佐賀県共同募金会唐津市支会運営委員会の承認を受け、当該申請団体等に対し、助成金交付決定通知書（第3号様式）により通知する。

(助成金の請求)

第8条 助成金の交付決定を受けた団体等（以下「助成団体」という）は、助成金交付請求書（第4号様式）により会長に請求するものとする。

(助成事業の変更申請)

第9条 助成団体は、申請内容を変更しようとするときまたは中止するときは、「事業変更承認申請書」（第5号様式）に必要書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは「事業変更承認通知書」（第6号様式）により助成団体に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 助成団体は、助成事業完了後30日以内に実績報告書（第7号様式）を会長に提出しなければならない。

(関係書類の整備及び保管)

第11条 助成団体は、助成対象経費の収支を明らかにした書類等を整備しておかななければならない。

(助成金の額の確定)

第12条 会長は、前条の規定により実績報告書を受理したときは、当該書類等の審査または必要に応じ実地調査を行い、助成金の交付の決定内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第13条 会長は、助成団体の助成事業に関し、次の各号いずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(2) 助成金を他の用途に使用したとき

(3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したときや、この要

綱に基づく指示に違反したとき

(助成金の返還)

第14条 会長は、前条の規定により、助成金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取り消し部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期間を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 事業の詳細については、年度毎の募集要領において決定する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

項 目	内 容
諸謝金	外部に依頼した講師等に支払う謝礼
旅費	外部に依頼した講師等の交通費等
消耗品	事業に必要な消耗品
印刷製本費	事業に必要な書類、関係資料、広報誌等の印刷代
保険料	事業に必要な保険料
賃借料	事業に必要な会場等の使用料
通信運搬費	事業に必要な郵送料
材料費	事業にかかる材料代
備品購入費	事業に必要な備品